

## 公募による理事長の選定について

### 1. 法人のミッション

当法人は、原子力の平和利用に貢献するとともに、わが国の核物質管理の円滑な実施のための中核的役割を担う。

### 2. 公募ポスト

法人を代表して法人全体の運営管理及び事業(3 事業所、職員数約160 名)を総括し、法人の組織目標を確実に実現するための適格性、十分な組織運営・人材統括能力を有するとともに、統括企画部門長の業務を執行する能力が求められる。

### 3. 選考プロセス

外部有識者による役員候補の選考委員会において、1名の応募者に対し書類審査及び面接審査を行い、理事(理事長(代表理事))候補を選考した。

理事選任の決定権を有する評議員会において、選考委員会の選考結果を踏まえ審議した結果、下村和生氏を理事に選任した。その後、原子力規制委員会から指定保障措置検査等実施機関の役員(理事)選任の認可を受け、理事会において、理事長に選定した。

### 4. 選定理由

下村氏は、昭和50年に動力炉・核燃料開発事業団に入社し、平成2年に科学技術庁原子力安全局安全調査管理官(国際担当)として出向、以降も国際原子力機関(IAEA)、米国原子力規制委員会(NRC)や経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)へ派遣・出向したのち、平成17年に文部科学省において保障措置を統括する原子力安全監を務めた。また日本原子力研究開発機構(JAEA)特別研究員、原子力安全基盤機構(JNES)審議役を歴任している。

同氏は、国内外の原子力関連の政府や関係機関において多種多様な人材・組織を統率・管理運営してきた経験を有しており、当センター運営に必要であると判断した。

## 公募による業務執行理事（事業運営部門担当）の選定について

### 1. 法人のミッション

当法人は、原子力の平和利用に貢献するとともに、わが国の核物質管理の円滑な実施のための中核的役割を担う。

### 2. 公募ポスト

理事長を補佐し、法人の重要な経営方針の立案に参画し、法人運営に関する重要事項を審議決定するとともに、事業運営部門の業務を統括する。また、法人の総括情報管理責任者（CIO）として、法人全体の情報システムを統括する役割を担う。

これらの業務について高度な知識・経験を有し、もって、業務の適正な執行の監督、指導を行い、リスク管理、コンプライアンス強化等組織の内部統制に関する経験及び知見を活かしつつ、組織全体の適正な運営の任にあたり、法人の総括情報管理責任者（CIO）として、法人全体の情報セキュリティを統括する能力を有するとともに、事業運営部門長の業務を執行する能力が求められる。

### 3. 選考プロセス

外部有識者による役員候補の選考委員会において、1名の応募者に対し書類審査及び面接審査を行い、理事（業務執行理事・事業運営部門担当）候補を選考した。理事選任の決定権を有する評議員会において、選考委員会の選考結果を踏まえ審議した結果、牛田克己氏を理事に選任した。その後、原子力規制委員会から指定保障措置検査等実施機関の役員（理事）選任の認可を受け、理事会において、業務執行理事（事業運営部門担当）に選定した。

### 4. 選定理由

牛田氏は、昭和55年に警察庁に入庁し、管区の警察局情報通信部長や警察庁通信施設課長などを歴任するほか、警察大学校通信研究センター教授や関西国際空港株式会社の保安部調査役を務め、平成26年に警察庁長官官房技術審議官に就任、平成27年に退官している。

同氏は、警察組織において、情報通信システムの整備や運用にあたり、情報セキュリティの管理者、府県警察の指導や情報セキュリティ監査の責任者としての経験のほか、総務関係の経験も有しており、当センターの運営、情報セキュリティ対策にとって必要であると判断した。

## 公募による業務執行理事（保障措置検査部門担当）の選定について

### 1. 法人のミッション

当法人は、原子力の平和利用に貢献するとともに、わが国の核物質管理の円滑な実施のための中核的役割を担う。

### 2. 公募ポスト

理事長を補佐し、法人の重要な経営方針の立案に参画し、法人運営に関する重要事項を審議決定するとともに、保障措置検査部門の業務を統括する。これらの業務について高度な知識と経験を有し、もって、業務の適正な執行の監督、指導を行い、リスク管理、コンプライアンス強化等組織の内部統制に関する経験及び知見を活かしつつ、組織全体の適正な運営の任にあたり、関係自治体、規制当局との連絡・調整等を適確に行う能力を有するとともに、保障措置検査部門長の業務を執行する能力が求められる。

### 3. 選考プロセス

外部有識者による役員候補の選考委員会において、1名の応募者に対し書類審査及び面接審査を行い、理事（業務執行理事・保障措置検査部門担当）候補を選考した。理事選任の決定権を有する評議員会において、選考委員会の選考結果を踏まえ審議した結果、菊地昌廣氏を理事に選任した。その後、原子力規制委員会から指定保障措置検査等実施機関の役員（理事）選任の認可を受け、理事会において、業務執行理事（保障措置検査部門担当）に選定した。

### 4. 選定理由

菊地氏は、昭和55年に当センターに入社した後、継続して核物質管理関連の企画開発業務に従事し、開発部次長、企画部長などを歴任している。この間多くの国内の核物質取扱施設に適用される保障措置手段、保障措置検査方法及び関連技術の開発を行った。また、平成10年10月から3年間、国際原子力機関に派遣され、多くのモデル保障措置アプローチを開発した。

平成21年4月から平成26年6月までは、当センター理事として、内部統制やコンプライアンスの向上を図るとともに、指定情報処理機関担当理事として情報処理・解析業務を技術的に指導し、品質を向上させた。

同氏のセンターの事業に対する見識と経験は、当センターの運営において必要であると判断した。

ご参考：選考委員会のメンバー

選考委員会のメンバーの属性は以下のとおり。

評議員 2名

弁護士 1名

ジャーナリスト 1名

公認会計士 1名

計 5名